

資料1

財 務 部
庁舎整備担当部

世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会の開催状況について

1. 主 旨

世田谷区本庁舎等整備の施工者選定手法等については、先に開催された世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会からの提言をふまえ、制限付一般競争入札による総合評価方式の技術提案評価型で選定すること、工期、工区、工種に関する分割は行わず、すべて一括での発注とすること、総合評価方式の具体的な評価項目等を検討する委員会を設置することなどを決定し、令和元年11月13日の地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会において報告したところである。この度、令和元年12月に設置した「世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会（以下「検討委員会」という。）」の開催状況等について報告する。

2. 検討委員会

- (1) 設置目的 本庁舎等整備の最善な施工者を選定するための総合評価方式入札の落札者決定基準や入札参加者の資格等の検討を行う。
- (2) 委員名簿 学識経験者6名、区職員2名 別添「委員会名簿」のとおり
- (3) 要 綱 別添「世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会設置要綱」のとおり

3. 開催状況

- (1) 第1回検討委員会 令和元年12月13日（金）
- (2) 第2回検討委員会 令和2年 1月16日（木）

4. 第2回までの主な検討内容と検討状況

(1) 総合評価等検討の基本方針について

本事業における総合評価方式の評価項目、ならびに配点等及び入札参加資格等を検討するうえでの骨子となる区の基本方針を確認した。

<基本方針>

- ① 区として求める施工品質を確保したうえで、公平性・公正性・競争性を担保した選定とする。
- ② 施工難易度が極めて高く、かつ長期間にわたる工期において本事業を確実に遂行できる施工者を選定する。
- ③ 発注金額が非常に大きい本事業において、区内経済振興の効果を十分に引き出すことができる選定とする。

(2) 入札参加資格について

単体又は共同企業体（3者以内）を対象とし、共同企業体の場合、第1順位は建築工事の事業者、第2・第3順位は建築工事のほか電気工事、空調工事・給排水衛生工事事業者の参加も可とし、参加資格として国または地方公共団体の庁舎、免震構造、ホールそれぞれの施工実績等を求める方向で議論されている。

(3) 総合評価項目について

価格のほか、施工実績、技術提案、地域経済への貢献の観点から議論されている。

5. 今後のスケジュール

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 令和2年3月12日（木） | 第3回検討委員会（最終回予定） |
| 3月下旬 | 検討委員会報告書 世田谷区入札参加者等選定委員会 |
| 4月上旬 | （仮称）本庁舎等整備総合評価方式実施要綱等の策定 |
| 5月中旬 | 入札公告（以降契約事務手続き） |
| 10月頃 | 開 札 |
| 12月上旬 | 契約締結 |